

公共土木施設災害復旧事業について

平成24年1月31日

国土交通省

水管理・国土保全局 防災課

公共土木施設災害復旧事業の概要

根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日法律第97号)
目的	自然災害により被災した公共土木施設を 迅速に復旧 することで、 公共の福祉を確保
特徴	<ol style="list-style-type: none"> ① 様々な公共土木施設が対象 (河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園) ② 高率な国庫負担 ③ 迅速で確実な予算措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費確定のための災害査定は、<u>地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施。</u> ・ 災害査定等により災害復旧に必要な費用を過不足なく確実に措置。 ④ 迅速な工事着手 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧工事は、国の<u>災害査定を待たず、発災直後から実施可能。</u> ⑤ 原形復旧だけでなく適切な施設形状で復旧 ⑥ 県単位で一括し予算交付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧事業費は、予算費目ごと(河川等＝河川、海岸、砂防等、道路／都市＝下水道、公園等)に災害年ごとに県単位で一括して交付。 ・ 災害復旧事業として採択された同一予算費目の工事であれば、<u>工種、箇所にかかわらず市町村も含め県内で自由に活用可能。</u>



迅速な
工事着手

高率な国庫負担

- 災害復旧事業における
国庫負担は2/3以上※と高率。

※ 年間の災害復旧事業費の総額が、標準税込の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については3/4が国費
標準税込の2倍を超える額に相当する額については4/4が国費

- 交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は最大でも**1.7%**（災害発生年災の場合）

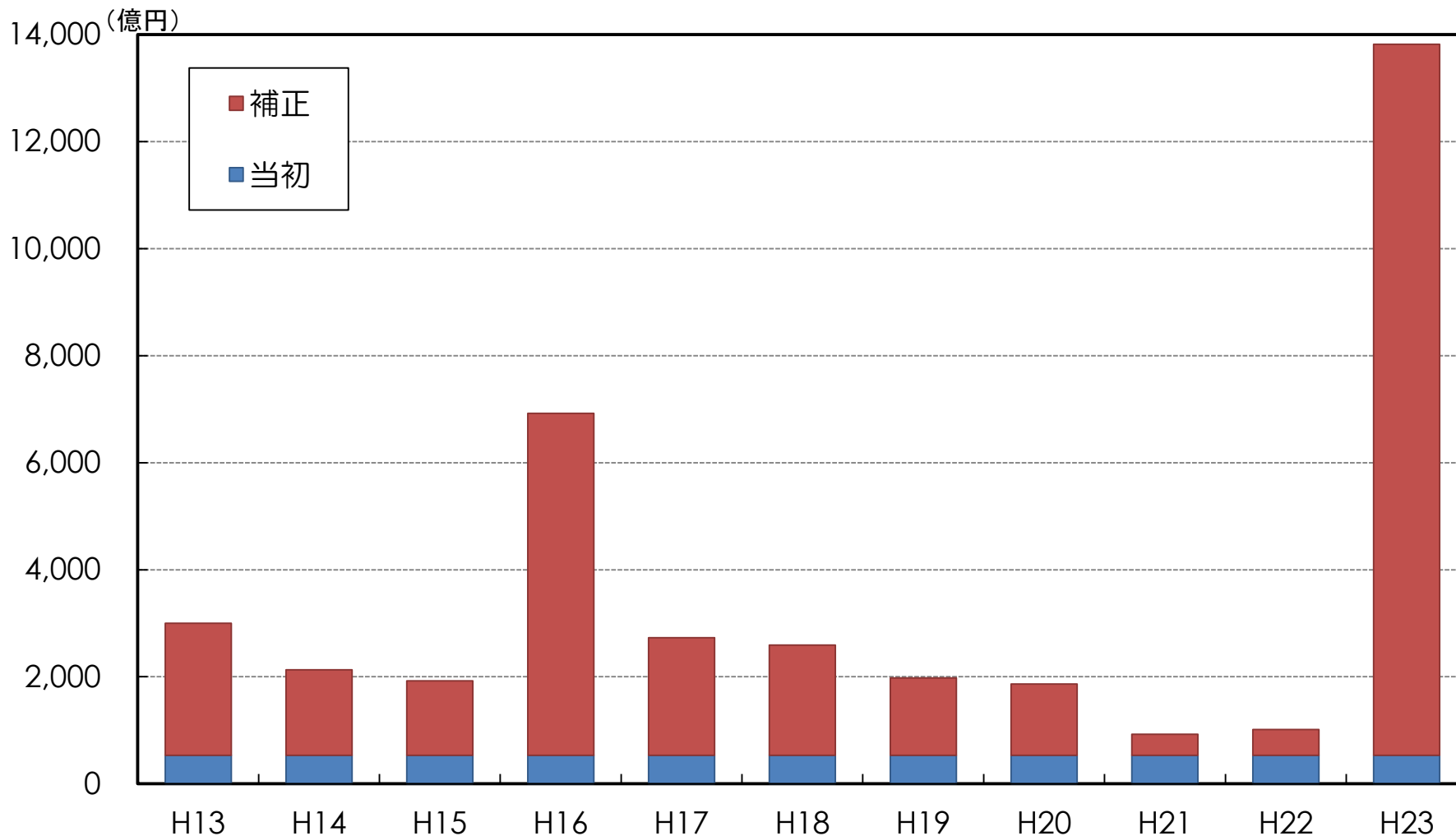
【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



※ **激甚災害に指定された災害**の災害復旧事業については、地方公共団体の標準税収入に応じ、さらに**国庫負担率をかき上げ**

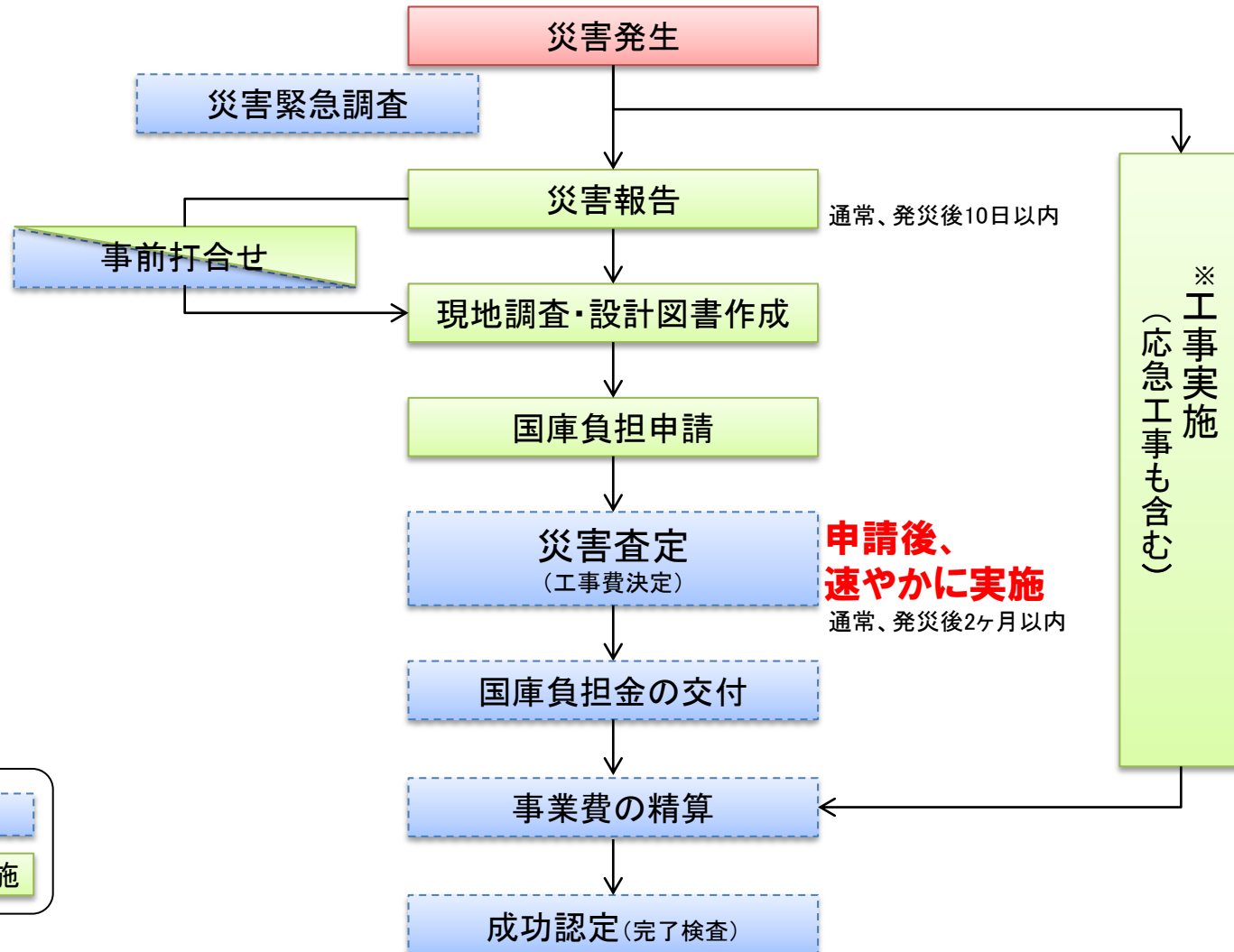
迅速で確実な予算措置

- 災害の発生規模は年変動が大きいことから、確実な災害復旧が図られるよう、当初予算に加えて補正予算で必要な国費を確保。
- 早期復旧を可能とするため、初年度85%、2年度99%、3年度100%を標準として予算措置。



迅速な工事着手

- **災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能**（応急工事も災害復旧事業の対象）
- 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援
- **災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第、全国から査定官を派遣して速やかに実施**



※ 災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、被災直後から実施可能

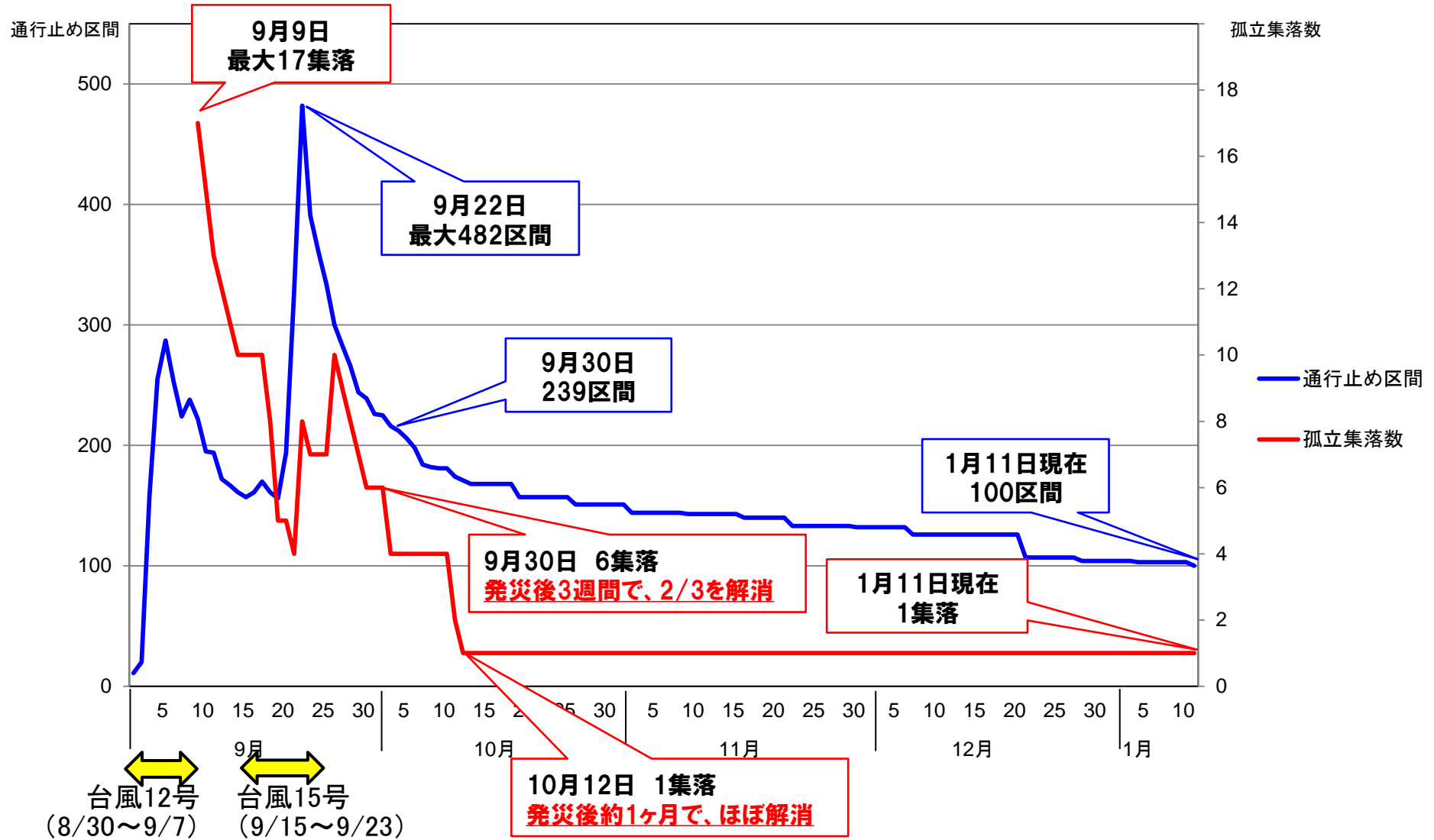
凡例

- 国が実施 (Blue dashed box)
- 地方公共団体が実施 (Green solid box)

迅速な工事着手

○ 災害復旧工事は**国への申請等の手続きを一切要さず迅速に着工**できることから、災害復旧事業を活用することにより、道路通行が確保され、迅速な孤立集落の解消が図られた。

(参考) 台風12号、15号に係る通行止め区間及び孤立集落解消の推移



原形だけでなく適切な施設形状で復旧

- 災害復旧事業は、被災箇所を原形に復旧することを目的としている。
- ただし、原形復旧とは、単なる元どおりだけではなく、従前の効用を復旧することができる。
- さらに、原形復旧が困難な場合や不適當な場合には、形状、材質、構造を改良する等、従前と異なる施設形状で復旧することができる。

—参考—

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号）（抜粋）

（定義）

第二条

- この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。
- 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

被災



地すべり



落石



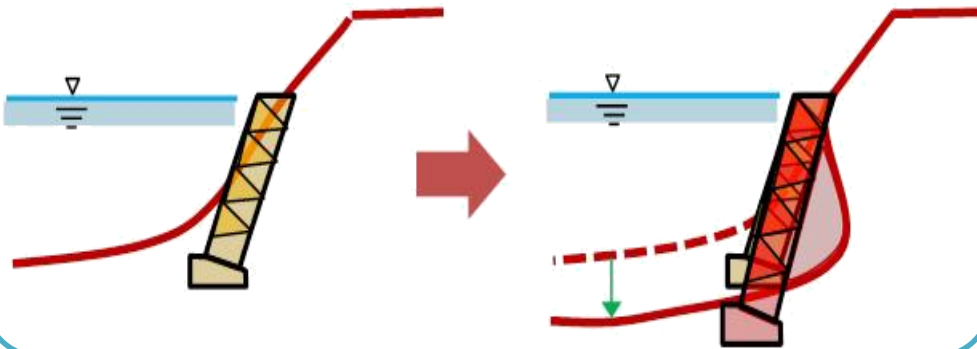
復旧



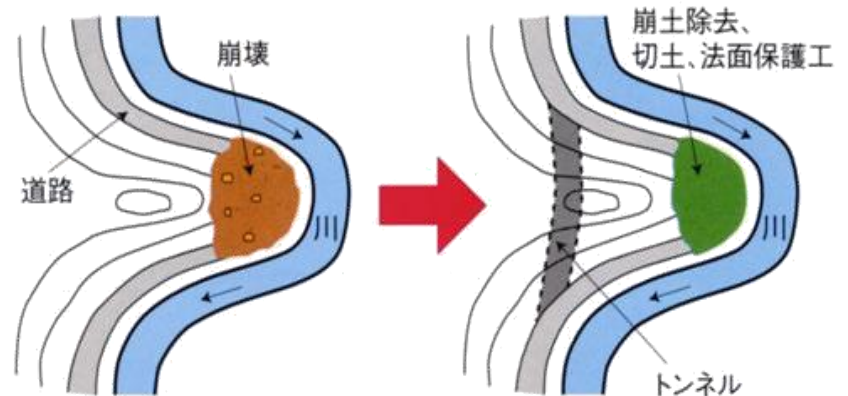
地すべりの規模が大きいため、現道の復旧ではなく、トンネルを新設し道路を復旧

従前と異なる施設形状で復旧する例

- ① 広域の地盤沈下、極端な河床の洗掘等により、地形地盤が大きく変動したため、原形での復旧が不可能な場合
 → 地盤の沈下量や河床の洗掘深を考慮した上で、**従前の効用(防災機能など)を復旧**



- ② 大規模な山腹崩落等により、地形が大きく変動したため、原位置での原形復旧が困難な場合
 → 道路のルートを変更し、**トンネルで、被災した施設に変わるべき施設を復旧**



- ③ 木橋が全橋被災し、原形での復旧が不適當である場合
 → 現在の設計基準に合わせ、**コンクリート橋で復旧**

被災前



被災



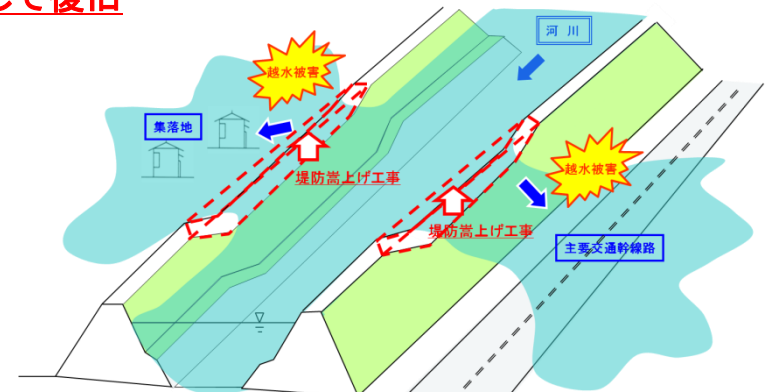
洪水で木橋が流出

復旧



コンクリート橋で復旧

- ④ 洪水等が堤防を越える「越水被害」が発生し、背後地の集落地、主要交通幹線路が浸水する等、原形での復旧が不適當である場合
 → 当該災害を与えた洪水等を対象として、**堤防を嵩上げて復旧**



(参考)改良復旧事業について

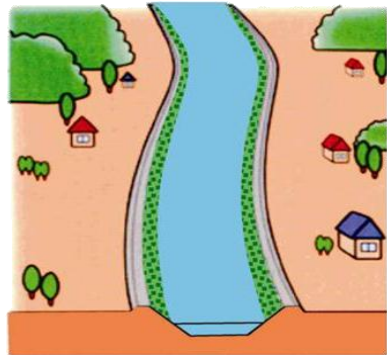
- 被災箇所の災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分でない場合等に、被災していない箇所を含む一連区間において、川幅を広げたり堤防を嵩上げして、洪水の氾濫を軽減する等、施設機能の強化等を図る事業。
- 再度災害の防止等を目的に被災箇所の復旧と併せて実施し、短期間で完成できるように集中的に予算を措置。

■河川の例

(被災)



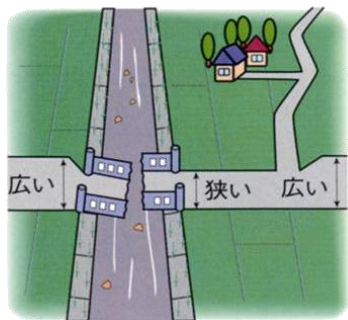
改良復旧



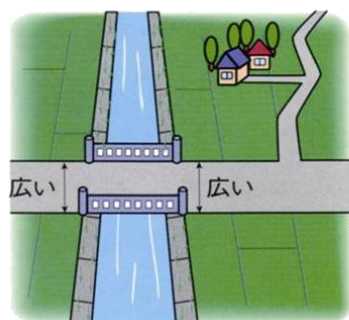
被災は部分的であるが、脆弱部や狭窄部を含む一連区間で、川幅を広げたり堤防を嵩上げたりして、洪水防御機能を強化

■橋梁の例

(被災)



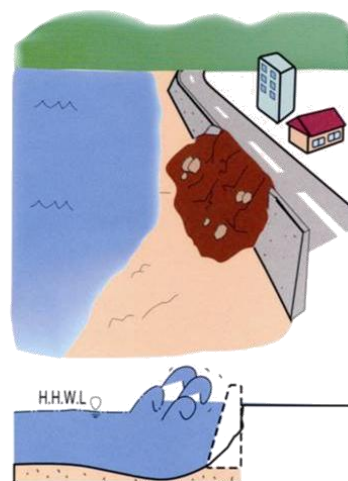
改良復旧



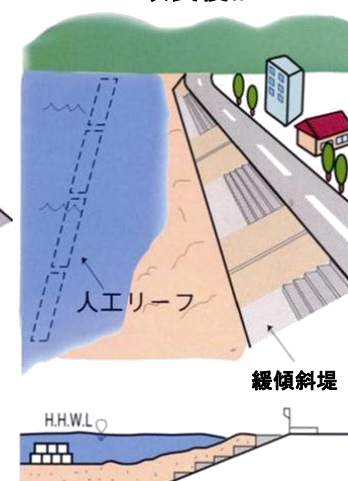
被災していない道路も含め一連区間で道路幅を広げ、交通機能を強化

■海岸の例

(被災)



改良復旧



被災していない箇所を含めた一連区間で、人工リーフを設置したり護岸を緩傾斜とすることで、海岸の防御機能を確保した上で、利用機能を強化